

多重債務に陥らないために

- 自分の収入の範囲での生活を心がけ、安易に借金をしないことが最も重要です。家計簿をつけて、自分の支出について見直してみるのも良いでしょう。
- クレジットカードは必要以上にたくさん作らないようにしましょう。
- 買いたいものは、今、必要なのか。お金をためてから買えないのか。しっかり考えてから購入しましょう。
- 金利、利息、毎回の返済額、支払日、支払総額を必ずチェックし、契約書は大切に保管しておきましょう。
- 親しい友人や知人、親族に頼まれても、安易に保証人にならないようにしましょう。
- 「借金のための借金」はしてはいけません。また、ヤミ金融からは絶対に借り入れてはいけません。



借金を返済できない状況になってしまった場合でも、「借金返済のための借金」を繰り返しては解決になりません。一人で悩まずにすぐに近くの消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口 県消費生活センター又はお住まいの市町村消費生活相談窓口へ

長野消費生活センター……………電話：026-223-6777 FAX：026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター……………電話：0263-40-3660 FAX：0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター……………電話：0265-24-8058 FAX：0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター……………電話：0268-27-8517 FAX：0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

※平成27年4月1日より消費生活センターの名称が変わります。

- 長野消費生活センター→北信消費生活センター ●松本消費生活センター→中信消費生活センター
- 飯田消費生活センター→南信消費生活センター ●上田消費生活センター→東信消費生活センター

※なお、住所及び連絡先の変更はありません。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

編集・発行 長野県県民文化部 消費生活室

〒380-0936長野市大字中御所字岡田98-1
電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp http://www.nagano-shohi.net/

このリーフレットは長野県金融広報委員会(事務局：日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



しあわせ信州

平成27年2月作成

あなたの明るい未来に向けて



～多重債務に陥らないために～



世の中には便利なもの、魅力的なものがあふれています。気軽にカードでクレジットやローンが利用できる時代。とても便利なクレジットやローンですが、使用にあたっては慎重さと計画性が大切。計画性がないカードの利用により、誰でも多重債務に陥る可能性があります。しっかりとした返済計画のもとで、上手な利用を心がけましょう。

多重債務とは？

「借金を返すために新たに借金をする」自分が返済できる範囲を超えて次々と借入れを行い、多額な借金を抱えて返済が困難な状態を「多重債務」といいます。

個人の自己破産件数は全国で年間およそ7万件(※1)に達しています。また、多額な負債や借金の取立てなど、経済・生活問題を理由に自ら命を絶つ人は年間で4,636人(※2)にも上り、「多重債務」は大きな社会問題となっています。

(※1) 最高裁判所「司法統計」(2013年) (※2) 警察庁「平成25年中の自殺の状況」



多重債務に陥る原因はこんなところに!

- 計画性のないクレジットカードの利用で大きな債務ができてしまった。
- しっかりとした返済計画を立てないまま、ローンを組んでしまった。
- 友人や知人から頼まれるがままに「連帯保証人」となり代わりに返済を請求された。



多重債務に陥ると、頭の中は借金のことではいっぱいになり、勉強や仕事に集中できなくなるだけでなく、プライベートも満喫できなくなってしまいます。また、まわりの友人や家族にも心配をかけてしまいます。

確かな生活を送るために、金融に関する基礎知識を身に付けましょう!

カード

クレジットカード、プリペイドカードなど、世の中には多くのカードがあふれています。「カード」は様々な種類があり、それぞれ特徴を持っていますので、理解したうえで正しく利用しましょう。

クレジットカード



カード加盟店で提示するだけで支払いができる。後日カード会社から代金の請求がくる。

チャージ型カード(ICカード)



事前に一定額の現金をカードに入金して使用する。

キャッシュカード(デビットカード)

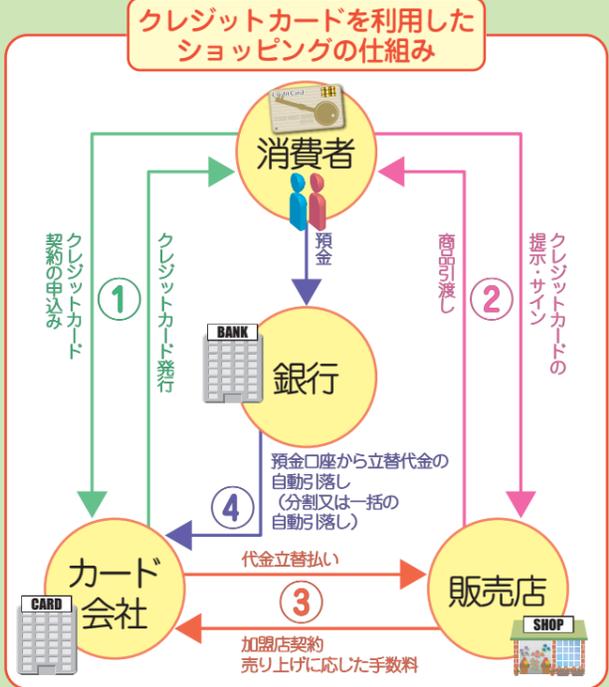


ATMで現金を引き出せたり、購入代金を支払える。

プリペイドカード



事前に一定額を払って購入する。



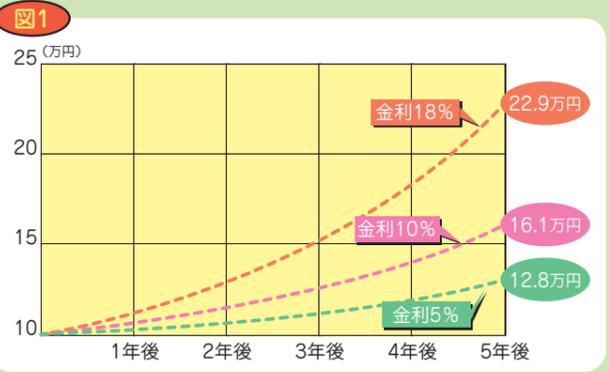
カードは大変便利ですが、カードでの支払いに慣れてしまうと、自分の手持ちのお金や貯金等が分からなくなり、使い過ぎてしまうことがあります。支払日を忘れて高い延滞料を請求されることもあり注意が必要です。また、クレジットカードで支払ったとしても後で請求が来るので「借金」をしていることと同じです。「カードが支払ってくれる訳ではない」ことを理解し、自分の収入にあった利用を心がけましょう。

金利と利息

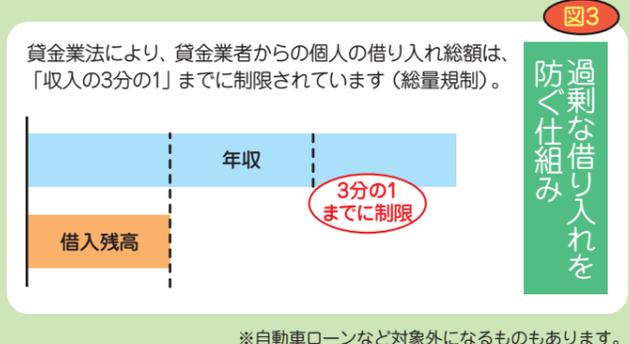
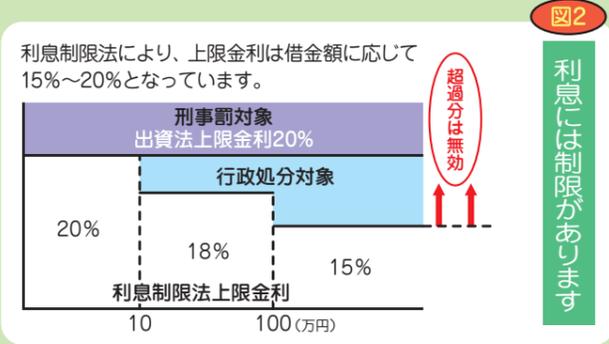
借金をすると返済の際に利息がかかります。借りたお金(元本)に対して支払う利息の割合のことを金利といいます。金利が高くなると返済額は多くなります。

例えばA社から10万円借りたとします。これを5年後の返済額を年利5%、10%、18%で計算した場合、下記(※1)のようになります。それを年毎にあらわした表が図1のようになります。つまり、10万円を借りたとしても、金利によっては倍以上の額を返済しなければならず、注意が必要です。

(※1)
例 10万円を借りた場合の5年後の返済額
 年利 5%の場合…12.8万円
 年利 10%の場合…16.1万円
 年利 18%の場合…22.9万円
 (複利計算の場合)



一方で利息には制限があります。利息制限法により上限金利は借金の額に応じて15%~20%と定められています。(図2)
 また、貸金業者からの個人の借り入れ総額は「収入の3分の1」までに制限されています。(図3)



2つのポイント

- ①金利に応じて返済額が変わってくるので必ず確認しましょう。
- ②借金の額に応じて金利の上限が決まっています。消費者として知っておきましょう。



ヤミ金融

貸金業の登録の有無に関わらず、刑罰が科される出資法の上限金利(20%)を超える金利で金銭の貸し付けを行う業者です。ヤミ金融は「トヨン」(10日で4割 年1.460%)、「トゴ」(10日で5割 年1.825%)といった高金利で貸付をおこなっており、返済が滞ると暴力的な取立てや、家族や親族、勤務先にも取立てを行います。ヤミ金融は違法な存在ですので絶対に借り入れてはいけません。仮に借り入れてしまったとしても、暴力的な取立てに対しては毅然とした態度で対処し、すぐに警察や消費生活センターに相談してください。

多重債務の解決方法

万が一、借金を抱えて多重債務に陥ってしまっても次の方法で解決することができます。

- 任意整理…弁護士などを通じて貸金業者と話し合い、返済額や返済方法を決めること。
- 特定調停…裁判所に調停を申し立て、調停の場で貸金業者と話し合い、返済額や返済方法を決めること。
- 個人再生…将来の継続的な収入から借金を返済する計画を立て、その計画が裁判所から認められれば、その方法に従って返済することにより残りの債務が免除されること。
- 自己破産…裁判所に、債務者自身が破産していることを宣告するように申し立てること。

自己破産のデメリット

自己破産をすれば多額の借金の返済を免れますが、信用情報機関のデータに登録されるため、一定期間(5~10年間)新しくクレジットカードを作ったりローンを組んだりできなくなります。